

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

地球温暖化防止対策に取り組む意義は、前章で見てきたように、第一に、地球の気温上昇を抑制し、人類の生存基盤を揺るがす自然生態系や人類への悪影響に対処しようとするものです。また、このことに加え、気候変動に対する強靱で、かつ、早期の対策を行うことにより、社会的費用も抑制されます。さらに、対策コストの投資が、低炭素化技術をはじめとする環境産業におけるイノベーションをもたらすという点も重要です。そして、省エネルギーと再生可能エネルギーの積極的利用を通じて、私たちの生活様式や社会経済の在り方を見直すことにより、持続可能な地域社会の構築を目指すことに大きな意義があります。

こうした対策の意義や、近年の国際的な動きや国内の動きに応じて、県では、2004（平成16）年3月に「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」を策定し、地域からの地球温暖化対策に取り組んできました。

しかしながら、2011（平成23）年には、東日本大震災が発生しました。3.11地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大きな揺れとその後の大津波によって、多くの尊い命が失われるとともに、建築物、農林水産業等の生産基盤、ライフライン等に極めて甚大な被害をもたらしました。また、震災後、エネルギーを取り巻く状況は大きく変化しました。震災により、人々は大規模な停電に見舞われたほか、全国で約21,000万kWh分の発電所の運転が停止し、電力需給が逼迫する事態となりました。こうした状況は、県民の日常生活や社会経済活動に多大な負担を強いましたが、一方で、私たちは、エネルギーは有限であり、効率的に利用すること、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを最大限活用することの重要性について、改めて認識することとなりました。

そうした中、原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電所の稼働率の上昇や、震災復興事業が本格化することによる影響などを考慮して、2014（平成26）年1月に「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、県内の温室効果ガスの一層の排出抑制に努めてきました。

その後、前章第2節のとおり、パリ協定の締結やSDG sの採択など、地球温暖化対策に関する国際的な取組が強化されるようになりました。併せて、同章第3節のとおり、国の「地球温暖化対策計画」や「気候変動の影響への適応計画」が策定されるなど、国内でも、地球温暖化対策を強化する動きが加速化しています。

このような国内外の動きに対応し、県内の温室効果ガスの排出を一層抑制するとともに、地球温暖化の影響を極力回避するため、従来の計画を見直し、新たに本計画を定めることとしました。

なお、本計画の見直しに当たり、本計画の実施計画にも位置付けられている「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」（平成26年3月策定）も見直すこととしています。

第2節 計画の位置付け

1 地方公共団体実行計画（区域施策編）としての位置付け

- (1) 本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第3項の規定に基づき、宮城県の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について定めたものです。
- (2) なお、国の地球温暖化対策計画においても、都道府県等は、同計画に即して、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、実施することとされています。

2 他の計画との関係

(1) 宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画との関係（個別計画）

県では、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」（平成19年3月策定）において、経済・社会の持続的発展と環境保全の両立を政策の一つに掲げ、環境負荷の少ない持続可能な地域社会の構築を目指しています。また、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」（平成23年10月策定）においても、「再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」と「ものづくり産業の早期復興による『富県宮城の実現』」を復興のポイントとして掲げ、取組を進めています。

(2) 宮城県環境基本計画との関係

本計画は、環境分野における基本的な方向性を定めた宮城県環境基本計画（平成28年3月改定）の個別計画であり、低炭素社会の実現に向けて、県域全体からの温室効果ガスの排出抑制を行うための計画として位置付けられています。

(3) 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画等との関係

前節のとおり、本計画策定の趣旨には、県内の温室効果ガス排出の一層の抑制が含まれますが、温室効果ガスの大部分は二酸化炭素が占めています。そこで、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出抑制には、エネルギー起源の二酸化炭素の「排出」に関する対策（排出源対策）と森林などによる二酸化炭素の「吸収」に関する対策（吸収源対策）が重要なものとなっています。

本計画の温室効果ガス排出削減対策のうち、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減対策については、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例（平成14年宮城県条例第41号）第9条第1項に規定する再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「再エネ等・省エネ計画」という。）と整合を図り、森林による吸収源対策については、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」（平成30年策定見込み）と整合を図ることとします。

(4) その他の計画との関係

本計画に基づく地球温暖化対策の推進を図るため、県の都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮しています。

3 気候変動の影響への適応計画としての位置付け

国の「気候変動の影響への適応計画」では、地方公共団体における気候変動の影響評価の実施や適応計画の策定及び実施を促進する必要があるとされています。これを受けて、本計画には、地球温暖化による影響を回避し、又は回復するための施策として、気候変動の影響への適応策を盛り込むこととしました。

<修正予定>
「気候変動適応法」(仮称)の制定スケジュールに合わせて、表現を調整します。

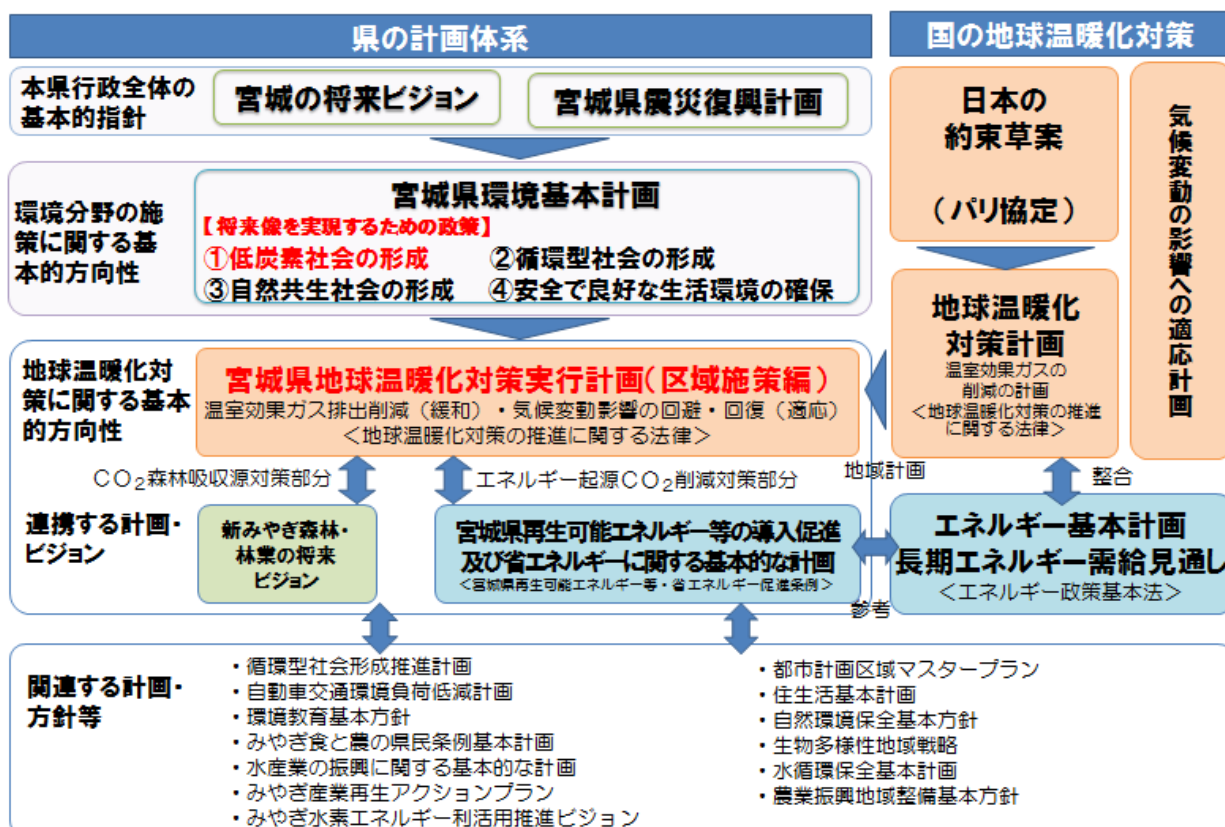


図 1.1 本計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、2018（平成30）年度の計画策定時から2030（平成42）年度までとします。

第4節 計画の対象となる温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項の温室効果ガスを対象とします。

なお、各温室効果ガスの性質及び用途・排出源については、次のとおりです。

表 1.1 計画の対象温室効果ガス及びそれぞれの性質、用途・排出源

温室効果ガス	地球温暖化係数 [※]	用途・排出源
二酸化炭素 CO ₂	1	化石燃料の燃焼など
メタン CH ₄	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立てなど
一酸化二窒素 N ₂ O	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロ カーボン類 HFC _s	12～14,800	スプレー、エアコン、冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など
パーフルオロ カーボン類 PFC _s	7,390～17,340	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄 SF ₆	22,800	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 NF ₃	17,200	半導体の製造プロセスなど

※温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成27年4月 環境省）

第5節 計画の役割

本計画は、県が実施する地球温暖化対策に関する施策の基本的方向性を示し、宮城県の特徴を踏まえた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための施策の大綱であるとともに、県民、事業者、各種団体、市町村等あらゆる主体にとって、低炭素社会の形成を実現するための指針となるものです。